

特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

社会福祉法人 聖母会
養護老人ホーム聖母の丘

(介護予防) 特定施設入所者生活介護重要事項説明書

<令和7年 7月 1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人 聖母会
代 表 者 名	理事長 高山 貞美
法人所在地・連絡先	(住所) 東京都新宿区中落合二丁目5番1号 (電話) 03-3954-5061 (FAX) 03-5996-6810 http://www.seibokaihonnbu.jp

2 事業所（ご利用施設）

施 設 の 名 称	養護老人ホーム聖母の丘
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 熊本市西区島崎6丁目1番27号 (電話) 096-355-3017 (FAX) 096-351-4690 http://seibonooka.sakura.ne.jp E-mail:seibonooka@vesta.ocn.ne.jp
事 業 所 番 号	4370107080
管 理 者 の 氏 名	施設長 池田 裕伸

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人聖母会 聖母の丘（以下「事業所」という）は、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、介護保険施行規則及び厚生労働省令の人員、設備及び運営基準に則して事業を運営する。

事業所の創立精神（理念）は、社会の中の小さな人々に、キリストの愛の精神を持って奉仕する事であり、利用者一人一人をかけがえのない大切な存在として尊敬し、理解し、受容し、個々の人生を全うできるように励まし支える事にある。

事業所の理念に基づき、自由と平和な生活環境づくりに努力し、家庭的雰囲気を培い、喜びと感謝の内に心豊かな日々を過ごし、互いに助け合い、永遠の希望へと心を向ける事ができるように奉仕する事を目的とする。

(2) 運営方針

多様化するニーズを充足するため、計画作成担当者が策定する処遇計画及びサービス計画に基づき、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、多職種によるチームケア及び他機関との連携による総合的なサービスの提供を行う。

(3) その他

事 項	内 容
特定施設サービス計画の作成及び事後評価	計画作成担当者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、特定施設サービス計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を踏まえて施設サービス計画を見直します。施設サービス計画は、施設サービス計画作成の都度、入所者やその家族に、書面にて説明し交付します。
従 業 員 研 修	毎月、資質向上のための研修を行っています。 また、キャリアアップ計画に基づいた研修に派遣しています。
地 域 等 と の 連 携	定期及び随時に地域で活動している団体の訪問を受け入れています。また、施設設備の一部を地域に開放しています。
実 習 生	介護福祉士、介護職員初任者、同実務者、社会福祉士、栄養士、看護師、各療法士、教員などの実習生を受け入れています。

4 施設の概要

(1) 構造等

敷 地		7573.30 m ²
建 物	構 造	耐火構造
	延 べ 面 積	1738.36 m ²
	利 用 定 員	50 名

(2) 主な設備

設 備	室 数	面積（一人あたりの面積）	備 考
食 堂	2	167.116 m ² (3.34232 m ²)	1 階 99.376 m ² 2 階 67.74 m ²
機能訓練室	1	67.74 m ² (1.3548 m ²)	2 階食堂と兼用
浴 室	2	66.864 m ²	特別浴槽 2 台設置
居室	50	11.97 m ²	1 人部屋
トイレ	9		共用、男性用 1 か所

5 施設の職員体制

従業者の職種	人 数 (人)	区 分				常勤換算 後の人数 (人)	職 務 の 内 容
		常 勤 (人)		非 常 勤 (人)			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	1		1			0.5	事業所の管理・統括
生 活 相 談 員	3	2	1			2.6	日常生活上の相談、各種申請代行、関係機関との連絡調整
介 護 職 員 支 援 員	21	13	2	6		16.7	要介護者等に対するサービス提供
看 護 職 員	3	2			1	2.6	健康管理・療養上の世話、診療の介助・看護健康相談等
機能訓練指導員	1				1	0.2	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練の計画作成、実施
計画作成担当者	1		1			0.2	特定施設サービス計画の作成、介護保険制度利用に係る手続き代行
事 務 職 員 等	2	2				2.0	会計・出納・受付及び資産管理等の事務等

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長 (管理者)	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00) 常勤で勤務	週休2日 有給休暇 慶弔休暇 特別休暇 産前産後休業 育児休業 傷病休暇 介護休暇
生活相談員	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30) (9:00~18:00) 常勤で勤務	
介護職員	早番 (7:00~16:00) (8:00~17:00) 日勤 (8:30~17:30) (9:00~18:00) (9:30~18:30) (10:00~19:00) 夜勤(17:00~翌7:00)(19:00~翌7:00)	

看 護 職 員	早番（7：00～16：00） 日勤（8：30～17：30）（9：00～18：00） 夜勤（17：00～翌7：00）	
機 能 訓 練 指 導 員	看護職員と兼務	
計 画 作 成 担 当 者	介護職員と兼務（常勤）	

7 特定施設入所者生活介護の内容と費用

（１）介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うと共に、入浴の自立についても適切な援助を行います。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、出来る限り毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
機 能 訓 練	機能訓練指導員により入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ＜当施設の保有するリハビリ器具＞ 歩行器 19 台、車いす 27 台、ギャッチベッド 50 台 移乗介助バー 5 本、エアーマット 2 台
健 康 管 理	看護職員により入所者の状況に応じて適切な措置を講じます。 外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。
レクリエーション等	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 カラオケ スカットボール 魚釣りゲームなど
相 談 及 び 援 助	入所者とその家族からのご相談に応じます。

イ 費用

原則として料金表の利用料金の１割が利用者の負担額となります。利用者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

【料金表】

平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号 別表１１（１日につき）

要支援１	1830 円	要支援２	3130 円	要介護１	5420 円	要介護２	6090 円
要介護３	6790 円	要介護４	7440 円	要介護５	8130 円		

○加算（１日につき）

種 類	利 用 料
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	60 円
医療機関連携加算（Ⅰ）	ひと月に 1000 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	ひと月に 50 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護保険給付対象総額に対する所定の割合（12.2％）

（２）介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
電気料金	コンセントを使用する家電製品（テレビ、携帯電話充電器など）の電気使用料金 但し、発熱し熱傷に至るおそれの高い家電製品の使用は認められません。	1 日 50 円
レクリエーション行事	催事によっては別途参加費等がかかる場合があります。	要した費用の実費
理美容代	理美容事業者へ直接お支払いください。	実費
外食代	飲食関係事業者へ直接お支払いください。	実費
オムツ代	個人で使用される紙オムツ、紙パンツ、尿取りパットについては、業者の紹介、購入の代行をさせていただきます。	実費
食費	朝食:400 円 昼食:650 円 夕食:550 円	1 日 1,600 円
※一般生活費が支弁されている被措置者の方は、自己負担金はありません。		

日常生活品の購入代行	日常生活品の購入がご自身で困難な方は、衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品の購入の代行をさせていただきます。	購入代金をご負担いただきます。
------------	--	-----------------

8 利用料等のお支払方法

当月請求額を毎翌月 28 日に利用者名義の銀行口座（口座がない場合には新規に開設して頂きます）より銀行振り込みにてお支払い頂きます（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります）。振込手数料は事業所負担とします。利用料が手数料を下回るような場合は、事業所窓口での支払いを行う事が可能です。

※入金確認後、領収証を発行します。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口責任者 鍋島 司 ご利用時間 9：00～18：00 ご利用方法 電話（355-3017） 面接（当施設 1 階応接室等） 苦情箱（地域交流スペースに設置）
他 機 関 相 談 窓 口	①熊本県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会 熊本市中央区南千反畑町 3-7 Tel:096-324-5471 Fax:096-324-5456 ②熊本県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情窓口 熊本市東区 1 丁目 18-7 Tel:096-214-1101 Fax:096-214-1105 ③熊本市高齢介護福祉課（市役所 10 階） 熊本市中央区手取本町 1-1 Tel:096-328-2347 ④苦情解決第三者委員 施設内に掲示

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画に則り対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画に則り年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	3 個所
	避難スロープ	1 個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	あり	非常食備蓄	3 日分
消防計画等	熊本西消防署への届出日：令和 2 年 4 月 9 日 防火管理者：池田 裕伸			

11 緊急時等における対応方法

入所中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、当事業所の協力医療機関、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名 及 び 所在地	医療法人金澤会 青磁野リハビリテーション病院 熊本市西区島崎 2 丁目 22 番 15 号
	氏名	松永 由里子
	電話番号	354-1731

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	

1 2 協力医療機関等

主治医	病院名 及 び 所在地	医療法人金澤会 青磁野リハビリテーション病院 熊本市西区島崎 2 丁目 22 番 15 号
	氏名	松永 由里子
	電話番号	354-1731
	診療科	内科
	入院設備	あり
歯 科	病院名 及 び 所在地	町田歯科 熊本市西区野中 2 丁目 11-13
	電話番号	212-4800
	入院設備	なし

1 3 施設の利用にあたっての留意事項

居室・設備・器具の 利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
来訪・面会	新型コロナウイルスを始めとした感染症拡大予防のため、状況によっては面会を制限する場合がありますが、事前予約制で対応可能です。また、利用者様の健康状態によっては、感染予防策を行った上での面会対応をさせていただきます。
外出・外泊	必ず行先、帰園日時を職員へ申し出て下さい。 体調などによって、お断りさせて頂く場合があります。
喫 煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。フロア設置の貴重品ロッカーもしくは、財産管理委託契約による管理をご利用頂く事ができます。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内（居室フロア）へのペットの飼育、持ち込みはお断りします（補助犬についてはご相談ください）。

1 4 施設入居・利用契約

施設の運営については、利用者と事業者との間で結ばれた施設入居・利用契約に従います。
当事業者は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入所者生活介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者

住所 熊本市西区島崎 6 丁目 1 番 27 号

事業者（法人）名 社会福祉法人 聖母会

施設名 養護老人ホーム 聖母の丘

（事業所番号） 4370107080

代表者名 理事長 高山 貞美 印

説明者

職 名 生活相談員

氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入所者生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所 熊本市西区島崎 6 丁目 1 番 27 号

氏名 印

代理人（選任した場合） 住所

もしくは

身元引受人

氏名 印